

序章. はじめに

1. 計画作成の背景と目的

蒲生郡日野町（以下、当町）は、滋賀県の南東部に位置し、町の東部に連なる鈴鹿山脈^{すずか}の山々に抱かれ、四季折々の花々が咲き誇る豊かな自然環境が広がるまちです。町域の東には標高 1,110m^{わたむきやま}の綿向山がそびえ、そこから日野川が流れ出で、琵琶湖に注いでいます。川が作り出した谷筋の平地や、町域の過半を占める丘陵と山地を舞台に、人々の生活が営まれてきました。

鈴鹿山脈の一峰である綿向山は、古来、神宿りし山として信仰の対象となり、修験^{しゅげん}の場にちなんだ神社や地名が現在も多く残されています。また当町は、中世には蒲生氏郷^{がもうじきょう}をはじめ多くの戦国武将が輩出し、当時開かれた城下町は現在の中心市街地の基となりました。近世には、日野^{ひのわん}椀や日野^{でうやく}谷薬等の特産品を携えた近江日野商人が全国に活躍の場を広げました。日野商人は、見返りを期待せず、地域に対して人知れず善行を積む「陰徳善事^{いんとくぜんじ}」の精神に基づき、商いで得た利益を積極的に地域社会へ還元しました。日野商人が生み出した哲学は、昭和 33（1958）年に制定された「日野町町民憲章」に受け継がれ、現在のまちづくりの規範となっています。

このような背景のもと、当町には多様で豊かな文化的所産が重層的に所在しています。これら“日野を日野たらしめている”歴史文化の価値を正しく理解し、次世代に伝えていくことが、現代に生きる私たちの責務でもあるといえます。

しかしながら、全国同様、当町においても少子高齢化や人口減少による祭礼・行事の担い手不足、地域の歴史文化への関心の低下、地域コミュニティ意識の希薄化等が進行し、文化財の保存・継承が困難な状況となっています。

一方、まちづくりや地域活性化の観点から、様々な分野が連携して文化財を活用しながら地域課題の解決を図ろうとする意識が広まりつつあり、文化財に対する期待や役割は増大しています。

以上のような文化財を取り巻く環境と課題をふまえ、第 6 次日野町総合計画に示す町の将来像である「時代の変化に対応し だれもが輝き とともに創るまち“日野”」の実現に向けて、地域・行政・専門家等の多様な主体の連携のもと、当町における文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進するための指針かつ行動計画として、「日野町文化財保存活用地域計画」を作成します。

2. 計画の位置付け

(1)文化財保存活用地域計画について

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（以下、法）第 183 条の 3 に基づき作成する「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。また、国の通知（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」）、及び国の指針（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」）に示される、各市町村において取り組む目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）として法第 183 条の 3 第 2 項各号に示す以下の事項等について定めるものです。

この計画を作成・共有・実施することにより、一貫性と継続性のある文化財の保存・活用に向けて、地域総がかりで取り組む文化財や歴史文化を活かしたまちづくりが実現されます。

文化財保存活用地域計画の記載事項

■文化財保護法 第 183 条の 3 第 2 項

（文化財保存活用地域計画の認定）

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

■重要文化財保存活用計画の認定等に関する省令 第 60 条

（文化財保存活用地域計画の記載事項）

法第百八十三条の三第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保存活用地域計画の名称
- 二 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- 三 文化財保存活用地域計画の実施に当たる法第百八十四条の二第一項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
- 四 その他参考となるべき事項

■文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日作成、令和 5 年 3 月 20 日変更）

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる。

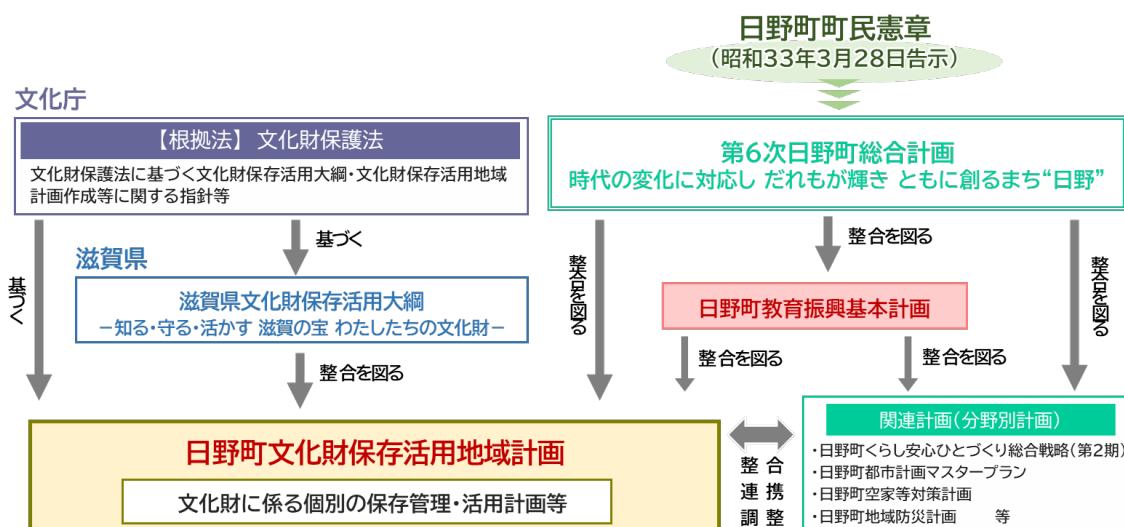
- ・ 関連文化財群に関する事項
- ・ 文化財保存活用区域に関する事項
- ・ 地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容
- ・ その他の事項

(2) 日野町文化財保存活用地域計画の位置付け

「日野町文化財保存活用地域計画（以下、本計画）」は、前項に記述する法や国の指針のもと、当町の最上位計画である「第6次日野町総合計画」との整合を図った、当町の文化財行政に係る総合的かつ最上位の計画として位置付けます。

また、滋賀県文化財保存活用大綱を勘案しつつ、当町の文化財の保存・活用に関係する町の総合政策をはじめとした、教育・文化・福祉・土地利用・基盤整備・空き家対策・産業・観光・防災・自治・まちづくりなど、様々な分野に係る個別計画や施策、事業等との整合、連携、調整を図ります。

さらには、昭和33（1958）年に町民の意見公募により制定され、当町のまちづくりの規範となっている「日野町町民憲章」を尊重して取り組みます。



日野町文化財保存活用地域計画の位置付け

日野町町民憲章 (昭和三十三年三月二十八日告示)

- 1 わたくしたち日野町民は、健康を増進し体位の向上につとめましょう。
- 1 わたくしたち日野町民は、教養を高め文化の発展につとめましょう。
- 1 わたくしたち日野町民は、生業に励み豊かな生活を営みましょう。
- 1 わたくしたち日野町民は、よい伝統を守り進取の気象を養いましょう。
- 1 わたくしたち日野町民は、平和を愛し住み良い町をつくりましょう。

(3)大綱、上位計画、主な関連計画等の概要

1) 大綱

①滋賀県文化財保存活用大綱

策定年月：令和2（2020）年3月策定（令和3（2021）年3月改訂）

法第183条の2第1項に基づく、滋賀県における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱です。

滋賀県の文化財を確実に継承していくため、文化財の保存・活用に関する方針として、「（1）文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進」、「（2）みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり」、「（3）文化財の多種多様な活用推進」、「（4）文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保」、「（5）文化財を維持するための資金の確保」の5つの柱を掲げ、県が主体となり実施する総合的な施策とともに、県内の市町への支援として相談・助言・連絡調整、計画作成支援、文化財専門職員の資質向上への支援等に取り組むことが示されています。

2) 上位計画

①第6次日野町総合計画

策定年月：令和3（2021）年3月

計画期間：令和3年度～12年度（2021～2030年度の10年間）

当町のまちづくりの指針となる最上位計画であり、当町の将来像の実現に向けた政策、施策の方向性を示すものです。

同計画では、『時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”』をめざすべき将来像とし、実現するための方針を「5つの政策の柱」として掲げています。「歴史文化」の分野については、第一の柱「1. 未来を担うひとづくり」のもと、「多様な文化・芸術活動に親しむ機会にあふれ、まちの歴史遺産や文化財の保存・継承と学習が進み、まちづくりに活かされ、四季折々の魅力が情報発信されているまち」をめざす姿とし、歴史遺産や文化財の保存・継承・活用を推進しています。

文化財及び歴史文化関連箇所抜粋

6 歴史文化

「多様な文化・芸術活動に親しむ機会にあふれ、まちの歴史遺産や文化財の保存・継承と学習が進み、まちづくりに活かされ、四季折々の魅力が情報発信されているまち」

基本施策①：地域の文化力を高める文化・芸術活動の環境づくり

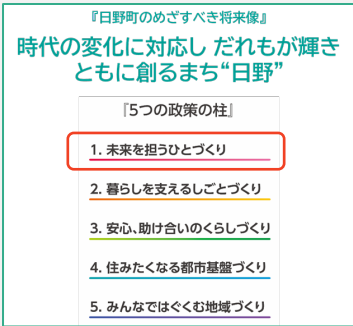
（主な取組）

- 住民の主体的な文化芸術活動への支援
- 文化施設の利活用の促進と適切な管理

基本施策②：歴史遺産の保存・継承・活用の推進

（主な取組）

- 文化財の保存・継承・活用
- 文化財の調査・研究
- 三館連携事業の促進
- ふるさと学習の充実
- 伝統的な食文化の継承



②第3期 日野町教育振興基本計画

策定年月：令和2（2020）年3月策定

計画期間：令和2年度～6年度（2020～2024年度の5年間）

当町の教育分野における最上位計画であり、「夢と志をもち、共に育ち共に生きる、活力ある人づくり」を教育目標に、未来ある日野の子どもたちを「日野のたから」と考え、地域協働で教育を推進することとしています。

文化財及び歴史文化関連箇所抜粋

柱1:「子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む」

- 地域学習の推進
- 郷土学習資料「わたしたちの日野」の利活用

柱2:「社会全体で支え合い、子どもを育む」

- ふるさと絆学習

柱3:「すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」

- 町の歴史文化遺産を活かす取組の推進
- 文化財の保存・継承・活用
- ふるさと学習の充実
- 日野町歴史民俗資料館、近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」の機能充実

3）関連計画

①日野町くらし安心ひとづくり総合戦略（第2期）

策定年月：令和3（2021）年3月策定（令和6（2024）年3月改訂）

計画期間：令和3年度～7年度（2021～2025年度の5年間）

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づくとともに、国の総合戦略に掲げる「活力ある地域社会の実現」と「東京一極圏集中の是正」等の方向性をふまえ、地域創生の実現をめざし策定された計画です。当町においては、第6次日野町総合計画の取組のなかから、人口減少や超高齢化社会対策に特化した取組を重点施策として4つの基本目標を掲げています。「歴史文化」の分野に関することとして、以下の2つの取組を掲げています。

文化財及び歴史文化関連箇所抜粋

基本目標1:結婚・出産・子育ての希望をみんなで支えてかなえる

取組の方向：生涯にわたる学びと活躍の推進

10. ふるさと学習の推進

- ・学校、地域住民、団体と協働し、ふるさと学習、講演、出前講座を拡充させ、郷土意識、文化財保護意識の醸成に努めます。
- ・各家庭で作られてきた日野菜漬けや郷土・伝統料理を大切な文化ととらえ、その伝承と情報発信をまちぐるみで推進します。

基本目標3:まちの魅力を活かし、交流を育み新しい人の流れをつくる

取組の方向：まちの魅力を活かした賑わいの創出

3. 地域資源を活かした体験型観光の推進

- ・近江日野商人、自然、歴史文化、町並み等の地域資源を活用した取組への観光誘客を促進します。また、地元商店等と連携した観光の取組の促進により、関係人口の増加を図ります。
- ・体験型観光については、日野の魅力を活かした体験を促進し、更なる誘致を進めます。また、都市農村交流の意義等を住民に理解してもらえよう、情報発信に積極的に取り組みます。

②日野町都市計画マスタープラン

策定年月：令和4（2022）年4月策定

計画期間：令和4年度～13年度（2022～2031年度の10年間）

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本方針」として、長期的な視点に立った土地利用や市街地形成の将来像を示し、その実現に向けた都市整備の方針等を定めるものです。

同計画では、「時代の変化に対応した日野らしい『住む・働く・憩い楽しむ』場を高めるまちづくり」をめざすべき将来像として、まちづくりを進めており、日野地区のまちなかを歴史的町並みの保全・活用と観光施策等の維持・充実を促進する「交流拠点」、日野商人街道を歴史的町並みの骨格として、シンボル性の高い町並み形成や魅力化等を促進する「まちなか連携軸」と位置付けています。

また、以下の考え方にに基づき、景観形成に取り組むこととしています。

景観形成の基本的な考え方

- 滋賀県景観計画に基づき、当町の豊かな歴史・自然資源を活かした景観を形成します。
- 歴史的景観については、日野まちなみ保全会等の活動団体と連携した町並みの保全・向上を実現します。
- 自然的景観は鈴鹿山脈に連なる山並みや里山、農村及び水辺空間といった多彩な環境を活かした魅力ある景観を保全します。

③日野町空家等対策計画

策定年月：令和3（2021）年3月策定

計画期間：令和3年度～7年度（2021～2025年度の5年間）

「誰もが暮らしやすいまち」の実現に向け、空家等の適正管理と利活用の促進等、空家等の解消を図る取組についての方向性を示します。また、この計画に基づき、地域住民や事業者等との連携・協力を図り、空家等を「貴重な地域資源」ととらえ、当町の魅力と活力の向上につなげ、生活環境を守る取組を進めることとしています。

基本理念として「住まいが確保され、生活環境が整い安心して暮らし続けられるまち」を掲げ、町の空家等対策を効果的かつ効率的に推進していくとしています。

文化財及び歴史文化関連箇所抜粋

空家等の利活用に対する取組

空家等のリノベーションやコンバージョン等に対する民間事業者等の活性化支援

古民家の歴史的価値や、住宅のデザイン性や居住者同士のコミュニケーションを重視する暮らし方等、ライフスタイルが多様化し、これらに対する住宅供給のニーズが高まっています。このような中で、空家等の住宅リノベーションや専用住宅を住民や高齢者の交流・活動拠点、商店街（賑わいのまちづくり）等にコンバージョンする取組等に対する支援策を検討します。

また、当町の町並みを印象付ける近江日野商人本宅等の建物については、解体前にこれらの取組を介して、積極的な活用がされるよう働きかけます。

④日野町地域防災計画（地震災害対策・風水害対策編）改訂版

策定年月：令和4（2022）年3月策定

災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域ならびに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、町域の防災に関して、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としています。

文化財の災害対策としては、「建築物等については、老朽化や腐朽の度合いの大きい順に補強、解体修理を実施していくとともに、美術工芸品等にあつては、耐震保存施設を設置できるよう努める。」としています。

天然記念物については、「定期的な巡視を行い、災害予防に努める。」としています。

また、保護思想の普及及び訓練として、「文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。」としています。

文化財及び歴史文化関連箇所抜粋

文化財災害予防計画

当町の指定・登録文化財保護対策は、維持修理と防災管理が重要な両輪となっている。建築物等については、老朽化や腐朽の度合いの大きい順に補強、解体修理を実施していくとともに、美術工芸品等にあつては、耐震保存施設を設置できるよう努める。また、天然記念物については、定期的な巡視を行い、災害予防に努める。

1 老朽建築物等の解体修理の促進

必要度合の高いものから順次、解体修理等を促進する。

2 国・県等の補助金の活用による防災施設の整備促進

国・県等の補助金を活用して、以下のような文化財の防災施設を整備促進する。

(1) 火災予防

- ① 自動火災報知設備の設置
- ② 消火栓（貯水槽を含む）、スプリンクラー等の取付け
- ③ 防火壁、防火帯の設置、収蔵庫・保存庫の建設
- ④ 避雷針の設置

(2) 倒壊対策

- ① ピアノ線等による固定、衝撃緩和装置

3 保護思想の普及及び訓練

- (1) 文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。
- (2) 東近江行政組合消防本部は、文化財について防火査察を実施するとともに消防団と協力し、防火訓練を随時実施する。

3. 計画期間

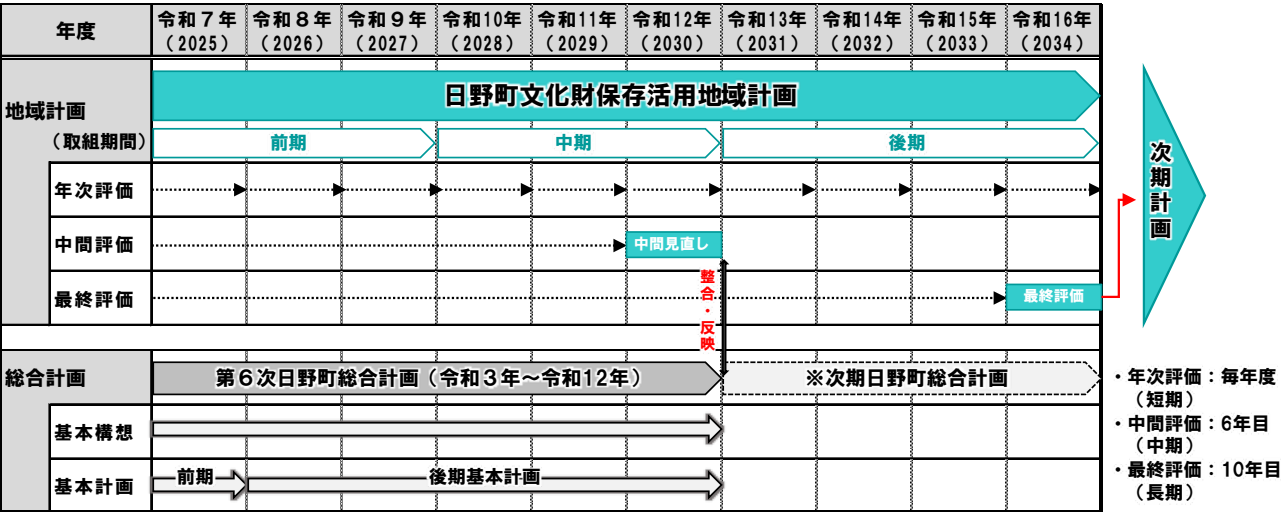
本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

計画期間中において、本計画に記載した措置などの取組を適切に進捗管理するとともに、社会情勢や当町の文化財を取り巻く状況の変化等、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。また、当町の最上位の計画である第 6 次日野町総合計画の目標年度である令和 12（2030）年度には、次期総合計画の策定に合わせて中間見直しを実施することとし、次期総合計画の基本構想等との整合や本計画での取組を次期総合計画へ反映します。

計画の見直しにより、以下の内容の変更を行う場合は、当該変更内容について文化庁長官による認定（法第 183 条の 4）を受けることとします。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

それ以外の軽微な変更を行った場合は、滋賀県及び文化庁へ情報提供を行うこととします。



計画期間の設定

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の実行性を高め、円滑かつ着実な推進を図るため、PDCA サイクルマネジメント (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)) による進捗管理及び効果等の検証を行います。

計画の進捗管理及び検証は、本計画の作成後に設置する「日野町文化財保存活用地域計画推進協議会（以下、推進協議会）」において、年次評価（毎年度）/中間評価（6年目）/最終評価（10年目）を行うこととします。推進協議会は、行政、地域、専門家等、当町の文化財に携わる多様な主体から構成し、計画の実効性を確保していくため、文化財の保存・活用にかかわる様々な視点から計画の取組や効果の検証を行います。

なお、効果検証の評価指標は、歴史文化に関する専門的な内容や社会教育的な影響等も考慮する必要があることから、今後、推進協議会において検討し、各事業や取組の効果を適切に評価・検証できるものを設定します。

＜年次評価＞

毎年の進捗管理として、当町教育委員会事務局生涯学習課歴史文化財担当が中心となり、当該年次に行う取組の評価指標を定めてチェックシートを用い自己評価を行い、推進協議会におけるフォローアップ会議での点検・評価を行います。評価結果に基づき、翌年における取組内容等の見直しや改善を図ります。

＜中間評価＞

計画期間の中間年（第6次日野町総合計画の最終年度となる令和12（2030）年度を予定）における評価として、推進協議会において、それまでの期間に実施した取組の進捗確認を行います。評価結果をふまえて、今後の取組等に必要な更新・修正を加えるなど計画の中間見直しを行います。

＜最終評価＞

計画期間の最終年（令和16（2034）年度）における総括として、推進協議会において期間中のすべての取組に対して進捗確認及び最終評価を行い、社会状況の変化等もふまえて次期計画の作成に取り組みます。

5. 日野町文化財保存活用地域計画作成の経緯

本計画作成にあたり、文化財保護法第 183 条の 9 に基づき、学識経験者や歴史文化にかかわる団体、行政（県・町）からなる「日野町文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、協議会）」を組織し、令和 4（2022）年 8 月 22 日の第 1 回協議会以降、計 7 回の会議を開催しました。協議会においては、当町教育委員会事務局生涯学習課歴史文化財担当が取りまとめた素案を基に、当町の歴史文化の特性や文化財の保存・活用にかかわる課題・方針、措置等について協議しました。あわせて、2 回にわたって日野町文化財保護審議会から意見を聴取し、計画へ反映しました。

また、令和 4 年度から 6 年度にかけて、アンケート調査やワークショップ、意見交換会、パブリックコメントを実施し、町民・関係団体等から意見を聴取し、計画へ反映しました。

このほか、地域計画作成にあたり、分野横断的に事業や取組を推進するため、庁内の関係課との協議及び調整の場として「日野町文化財保存活用地域計画連絡調整会議」を組織し、調整会議を実施しました。また、計画の作成に関して、文化庁文化資源活用課及び滋賀県文化スポーツ部文化財保護課と協議し、文化庁から指導・助言を、滋賀県から助言を得ました。

協議会構成員一覧（順不同、敬称略）

区分	氏名	所属・組織、役職	備考
会長	井上 ひろ美	文化遺産プランニング 代表 元滋賀県立琵琶湖文化館 主任兼 G.L.	学識経験者（美術工芸）
副会長	中北 慎治	日野町文化協会 会長 日野文化懇談会 会長	歴史文化（関係団体）
委員	青柳 周一	滋賀大学経済学部 教授	学識経験者（歴史）
	市川 秀之	滋賀県立大学人間文化学部 教授	学識経験者（民俗）
	井上 典子	追手門学院大学地域創造学部 教授	学識経験者 （文化的景観）
	関川 雅之	竜王町地域学校協働本部 統括マネージャー	学識経験者（自然）
	中井 均	滋賀県立大学 名誉教授	学識経験者 （考古、中近世城郭）
	永井 利憲	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 課長	県担当課
	社 信之	馬見岡綿向神社宮司 日野町文化財保護審議会 会長	文化財所有者代表
	池内 明彦	日野観光協会 事務局	観光関係団体
	山川 明子	元地域学校協働活動推進事業地域 コーディネーター（西大路小学校）	住民代表
日野町	堀江 和博	日野町長	
	安田 寛次	日野町教育委員会 教育長	
連絡 調整会議	学校教育課、企画振興課、建設計画課、農林課、商工観光課、 交通環境政策課、福祉保健課地域共生担当、図書館		
事務局	生涯学習課 歴史文化財担当		

※所属・組織、役職は令和 6 年 8 月時点

本計画作成の経緯

2022 年（令和 4 年度）		
2022. 8. 22	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 1 回）	本計画作成の背景や目的、当町の歴史文化の現況について説明
2022. 11. 1 ～12. 31	アンケート調査、ヒアリング調査実施 （町民、小・中学生、自治会、団体）	当町の歴史文化に関するアンケートを実施及び、日野の“たから”の募集を実施
2022. 12. 19	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 2 回）	アンケート調査（速報）及び、本計画骨子の方向性について説明
2023. 1. 14	日野の“たから”大発掘!!ワークショップ 『未来に伝えていきたい町のたから』in 西大路	大切にしたい、受け継いでいきたいと思う日野の“たから”に関する WS を実施 1/14：西大路地区 ⇒42 人の参加
2023. 2. 12	日野町文化財保存活用地域計画 講演会 『町民みんなが選んだ文化財』	井上ひろ美会長を講師に、町民が選んだ日野の“たから”や、文化財の保存・活用について講演会を実施
2023 年（令和 5 年度）		
2023. 5. 20 ～7. 1	日野の“たから”大発掘!!ワークショップ 『未来に伝えていきたい町のたから』 （西大路地区を除く 6 地区で開催）	大切にしたい、受け継いでいきたいと思う日野の“たから”に関する WS を実施 5/20：東桜谷地区、6/10：日野地区、 6/17：南比都佐地区、6/24：鎌掛地区 7/1：西桜谷地区、7/1：必佐地区 ⇒延べ 201 人の参加
2023. 6. 5	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 3 回）	歴史文化の特徴及び関連文化財群、保存・活用区域の検討
2023. 7. 23	関係団体意見交換会	町内の文化財の保存・活用やまちづくり活動に取り組む団体（計 14 団体）による意見交換
2023. 10. 16	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 4 回）	文化財の保存・活用の措置の検討及び、地域計画素案の確認
2023. 12. 18	令和 5 年度 日野町文化財保護審議会	地域計画について報告
2024. 1. 29	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 5 回）	文化財の保存・活用の措置及び推進体制、地域計画素案の確認
2024. 3. 19	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 6 回）	地域計画素案の確認及びパブリックコメントについて
2024 年（令和 6 年度）		
2024. 5. 24 ～6. 14	日野町文化財保存活用地域計画 パブリックコメント	地域計画に対するパブリックコメントを実施⇒33 件の意見の提出
2024. 6. 26	◆日野町文化財保存活用地域計画策定協議会 （第 7 回）	地域計画案及びパブリックコメントの結果について
2024. 8. 2	令和 6 年度 日野町文化財保護審議会	地域計画案に対する意見聴取

序章

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

資料編

6. 町民が選ぶ日野の“たから”

(1) 日野の“たから”に関する調査の実施について

本計画の検討に先立ち、文化財の保存・活用に対する意識の醸成を図るとともに、日野町の歴史文化に対して、当町にかかわりのある人々がどのようなイメージや想いを有し、何を将来へ受け継いでいきたい日野の“たから”と考えているのか、また、今後に向けたアイデア等の把握を目的にアンケート調査やワークショップを実施しました。

1) アンケート調査の実施概要

町民・小中学生・自治会・町内の関係団体を対象にアンケート調査を実施しました。

① 町民アンケート

調 査 名：日野の“たから” 募集アンケート調査
調査対象：日野町在住の方、日野町に通勤通学されている方
調査期間：令和 4（2022）年 12 月～令和 5（2023）年 3 月
回 答 数：38 人（町外からは 2 人の回答）

～調査結果概要～

- ・歴史文化や文化財を活かしたまちづくりに向けて、適切な保全や次世代への継承が重要である。
- ・大人から子どもまで歴史文化や文化財に関心を持たせる取組が必要である。

② 小・中学生アンケート

調 査 名：みんなが大切にしている日野の“たから”を探しています！！
調査対象：日野町立の 5 つの小学校（3～6 年生）、日野中学校（全学年）
調査期間：令和 4（2022）年 12 月
回 答 数：小学生 613 人、中学生 420 人

～調査結果概要～

- ・子どもたちの身近に地域に関して教えてくれる人が不足している。
- ・歴史文化や文化財に対する子どもたちの潜在的な学びの需要が明らかとなった。

③ 自治会アンケート

調 査 名：日野町の歴史文化と文化財の保存・活用に関する自治会アンケート調査
調査対象：日野町内の自治会（自治会長〈区長・町代〉）134 人
調査期間：令和 4（2022）年 11 月～令和 5（2023）年 3 月
回 答 数：106 件 ※回収率 79.1%

～調査結果概要～

- ・地域に文化財が所在することを知らない自治会長も多く、災害時の対応が困難な可能性がある。
- ・地域だけで守ることは困難なため地域外の担い手とつながる仕組みづくりが必要である。

④ 町内関係団体アンケート

調 査 名：日野町の歴史文化と文化財の保存・活用に関する関係団体アンケート調査
調査対象：町内の歴史文化や文化財とかかわりのある団体 36 団体
調査期間：令和 4（2022）年 11 月～令和 5（2023）年 3 月
回 答 数：31 団体 ※回収率 86.1%

～調査結果概要～

- ・今後の活動に向けて、高齢化に伴う担い手不足や財政面を課題と感じている。
- ・各団体の連携体制の強化や情報交換（共有）等の場づくりが重要である。

2) 地域ワークショップの実施概要

7地区の公民館を会場に実施した地域ワークショップでは、既存調査等では把握の難しい日野の“たから”の掘り起こしや歴史文化を活かした魅力あるまちづくりについてともに考えることを目的に開催しました。

題 目：日野の“たから”大発掘!!ワークショップ

開 催 日：令和5（2023）年1月～7月

開催場所：町内の各地区公民館（7か所）

参加者数：243人 ※7地区の延べ人数

～第Ⅰ部 地域計画の主旨説明～



説明①：日野町文化財保存活用地域計画の概要

説明②：日野の“たから”について

～第Ⅱ部 日野の“たから”大発掘!!ワークショップ～

ワーク①：日野の“たから”マップの作成



各地区の地図を囲み、付箋・ポイントシール・ペン等を使いながら大切に受け継いでいきたい日野の“たから”や自分だけが知っている日野の“たから”を自由に出し合いながらグループで意見交換を行いました。

ワーク②：受け継いでいくために私たちができることすべきこと

世代を超えた活動が必要

地域と行政の連携

まずは自分たちが知ることが大切

現代の者が次世代にしっかりと語り継いでいく

景観を守り伝えることが必要



住民の関心を高める取組が必要

子どもたちに地域の良さを伝える学びを

歴史文化を活かしたイベントの企画

(2) 町民が選ぶ日野の“たから”について

1) 現在を支える大人の意見

大人（町民・地域）の意見では、日野祭（曳山、囃子）や芋競べ祭り、各字や地域の神社の祭事等の「お祭りや行事」、綿向山や天然記念物、日野川・佐久良川、ホテル等の「自然」、地名の由来や変遷、方言、姫塚伝説や蓮如上人等に関する言い伝え等の「伝承・民謡、ことわざ、地名」、「人物」、「つながり」が多く挙げられました。意見としては、法における文化財や「もの/こと」、「新しいもの/古いもの」等にとらわれず改めて日野町らしさを考え、参加者の思う日野の“たから”を広く提案していただきました。

日野の“たから” 大人の意見（抜粋）

お祭りや行事 ●日野祭(曳山、お囃子) ●ホインボリ ●地蔵盆 ●ひな祭り紀行 ●白鬚神社のどんじょ祭り ●野神講・伊勢講 ●花まつり ●おしょうらいさん 等 ●芋競べ祭り ●火振り祭り ●棧敷窓アート ●山の神神事 ●熊野のお祈り	自然 ●綿向山 ●綿向山接触変成岩 ●ヒダリマキガヤ ●桜谷小学校の裏山 ●ホンシャクナゲ群落 ●竜王山 ●化石(メタセコイヤ、ワニのフン) 等 ●ホテル ●正法寺の藤 ●日野川 ●鎌掛の屏風岩 ●田んぼや畑	伝承・民謡、ことわざ、地名 ●町名、地名(由来や変遷) ●屋号 ●勤請縄 ●各家の風習・慣習 ●惟喬親王の伝承 ●古道にまつわる伝承 ●蓮如上人の腰掛石 等 ●言葉・方言 ●姫塚伝説
神社、寺院 ●馬見岡綿向神社 ●金剛定寺 ●落神神社 ●正法寺(藤の寺) ●鬼室神社 ●樹下神社 ●地蔵堂 等 ●白鬚神社 ●日枝神社 ●大屋神社 ●賀川神社 ●愛宕祠	仏像、絵画 ●雲龍天井画 ●高田敬輔の絵画 ●日野商人所有の古文書・典籍類 ●地獄絵・極楽絵 ●千体地蔵(萬徳寺) 等	施設(学校・公園等) ●日野駅 ●近江鉄道(レール、鉄橋、トンネル) ●7つの公民館 ●しゃくなげ学校 ●水利施設(ダム、マンボ) ●隧道 ●ブルーメの丘 ●日野中学校 ●個人商店 ●地区の会議所 ●ダリア園 等
遺跡、城跡 ●中野城跡(日野城跡) ●音羽城跡 ●鎌掛城跡 ●長寸城跡 ●炭鉱跡地(鎌掛、平子、上駒月) ●古戦場跡 等 ●佐久良城跡 ●鳥居平城跡 ●オンドル遺跡	石碑・道標 ●「ステーション」の道標 ●御代参街道と道標 ●徳本上人の石碑 ●左多賀-右伊勢の道標 ●道標を兼ねたお地蔵さん ●教育発祥の地石碑 ●上野田伊勢道の常夜灯 ●宝篋印塔 等	町並み ●日野の町並み ●御代参街道と道標 ●日野商人のお屋敷 ●武家屋敷 ●鎌掛の町並み(宿場町) ●山中正吉家住宅 ●カワト 等 ●城下町 ●土壁、漆喰 ●古民家
風景 ●川原地区の桜並木 ●近江鉄道の景観 ●佐久良の景観 ●里山景観 ●家からの朝日・夕日 ●綿向山からの眺め ●うるさいくらい虫の声 等 ●田園風景 ●綿向山と田畑	人物 ●蒲生氏郷(蒲生家) ●近江日野商人 ●橋本忠太郎 ●正野玄三 ●市橋家 ●細川雄太郎 ●鬼室集斯 ●日野の先人たち ●鳥居平の雅楽集団 等	郷土料理・特産品 ●日野菜 ●鯛そうめん ●いがまんじゅう ●小野のちまき ●原の伝統料理(みそ、くさぎ汁) ●お祭りの許みそ ●南比都佐の筍 ●お米 ●酒 等
つながり ●日野商人の家訓・理念・三方よし ●人との交流 ●公民館活動 ●自治のルール ●受け入れてくれるところ ●人(歴史を語る、何でも教えてくれる) ●祭りや行事を通じた絆 ●鎌掛カルタづくり 等	伝統産業、伝統工芸 ●日野鉄砲 ●万病感応丸 ●上駒月のむしろ生産・むしろ縫い	その他 ●町民憲章 ●あいさつ ●プロが多い(得意分野の追求) ●地元民の取組 ●次世代への継承

2) 未来を担う子どもたちの意見

子どもたちの意見では、日野菜や鯛^{たい}そうめん等の「郷土料理、特産品」、綿向山や日野川等の身近な「自然」、日野祭やホイノボリ、氏郷まつり等の「お祭りや行事」が多く挙げられています。このことから、子どもたちは日々の生活に身近なものや体験したことがあるものを日野の“たから”として認識していることがわかる結果となりました。

日野の“たから” 子どもたちの意見（抜粋）

郷土料理・特産品 ●日野菜 ●日野菜を使った料理（日野菜漬け） ●鯛そうめん ●いが饅頭 ●丁稚羊羹 ●日野あられ ●近江日野牛 ●お茶 等	自 然 ●綿向山 ●佐久良川 ●メタセコイヤ ●鳥の鳴き声 ●身近な日野町の自然全て（花、木、岩）等 ●日野川 ●しゃくなげ ●螢 ●田んぼや畑	お祭りや行事 ●日野祭 ●氏郷まつり ●火振り祭り ●ひなまつり紀行 ●文化祭 等 ●ホイノボリ ●芋競べ祭り ●地藏盆
施設（学校・公園等） ●日野商人館 ●各小中学校 ●日野駅 ●旧鎌掛小学校 ●地区公民館 ●日野町のお店（かどや、かぎや、三徳屋）等	神社、寺院 ●馬見岡綿向神社 ●信楽院 ●熊野神社 ●鈴休神社 ●正法寺 ●西之宮神社 ●鬼室神社 等	伝統産業、伝統工芸 ●日野椀 ●日野鉄砲 ●薬業 ●正野万病感應丸 ●天秤棒 等
遺跡、城跡 ●中野城跡（日野城跡） ●音羽城跡 ●鎌掛城跡 ●佐久良城跡 ●町内のお城や古墳	人物 ●蒲生氏郷 ●蒲生家 ●近江日野商人 ●正野玄三	町並み ●日野商人街道 ●棧敷窓 ●古民家 ●日野ギンザ ●商店街
風景 ●綿向山から見る景色 ●コスモス畑の風景 ●ダムからの夕陽 ●田舎の風景 ●星空	つながり ●日野の人々 ●笑顔 ●挨拶 ●未来 ●地域交流 ●子ども達 ●優しさ	仏像、絵画 ●信楽院の雲龍天井画 ●薬師如来像 ●阿弥陀如来坐像
石碑・道標 ●伊勢道の常夜灯 ●綿向山の石碑 ●蒲生氏郷公像	伝承・民謡、ことわざ、地名 ●若草清水 ●歴史や伝承 ●蒲生氏郷の伝承 ●日野商人の伝承	その他 ●あなのひのなちゃん ●飛び出し坊や ●タイムカプセル

3) 日野町らしさを表すキーワードについて

把握した日野の“たから”のうち、回答数の多い語句や頻出語等から、日野町らしさを表す（代表する）キーワードとして以下のものを抽出・整理しました。

日野町らしさを表すキーワード		
○綿向山	○日野川・佐久良川	○天然記念物
○農村風景、文化	○日野菜	○近江中山の芋競べ祭り
○ホイノボリの祭り	○日野祭（曳山、囃子）	○鯛そうめん
○近江日野商人	○町並み（本宅や棧敷窓）	○高田敬輔
○寺院・神社	○中野城跡（日野城跡）	○蒲生氏郷
○日野駅や学校	○7つの公民館	○自治（地域）の活動

※順不同

7. 本計画における「文化財」の定義

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、先人によって今日まで守り伝えられてきた貴重な財産のことです。文化財保護法は、文化財の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型と、埋蔵文化財と文化財の保存技術をあわせたものを保護の対象としています。これらのうち重要なものについては、国・県・町が、指定、選定、登録、選択、認定、周知することで保護を図っています。本計画では、これらを「指定等文化財」（以下、「指定等」）と呼称します。

一方、指定等以外で、法の文化財類型に当てはまるものの、その価値付けが十分ではなく指定等に至っていないもの等を「未指定文化財」と呼称します。

このほか当町には、法の文化財類型には収まらないものの、人々の暮らしと深くかかわり地域の特色や魅力を表すものが数多く存在しており、これらを「地域遺産」と呼称します。

以上をふまえ、本計画では、指定等文化財、未指定文化財、地域遺産のすべてを含む歴史的・文化的・自然的所産を「文化財」（日野の“たから”）と定義し、計画の対象とします。

これらの文化財は、当町固有の「自然・地理環境」や、習慣や人々の地域活動等の「社会・歴史環境」と相互に関係し合うことによって、その価値を高めます。本計画では、文化財と周辺環境の総体を「日野を日野たらしめている歴史文化」と定義し、文化財の保存・活用を通じて未来へ継承します。

